

## 【重要事項説明書】 介護老人保健施設カーサ・ビアンしろさとのご案内

### 1 事業所の概要

#### (1) 事業所の名称等

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| ・事業所名     | 介護老人保健施設カーサ・ビアンしろさと        |
| ・開設年月日    | 3/22/2006                  |
| ・所在地      | 茨城県東茨城郡城里町大字阿波山字原602番地     |
| ・電話番号     | 029(240)9595               |
| ・管理者名     | 三輪 修嗣                      |
| ・介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (茨城県 0853180081号) |

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、お客様の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、お客様が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただけます。

#### 〔介護老人保健施設カーサ・ビアンしろさとの運営方針〕

「カーサ・ビアンしろさとは、ご利用者のみなさまと心のふれあいを何より大切にし、家族の一員としてあたたかな看護、介護で自立した生活をお手伝いします。

ひとには、それぞれの歴史があり、一人ひとりの尊重すべき生活があります。ご本人の意思を尊重しその生き方にあった看護、介護をめざします。そして、生きがいに満ちた新しい日々への力を取り戻し、ご家族の元へお戻りいただけるよう、一生懸命ご奉仕いたします。

#### (3) 施設の職員体制

① 管理者	1人
② 医師	1人
③ 薬剤師	0.3人以上
④ 看護職員	7.8人以上
⑤ 介護職員	19.5人以上
⑥ 介護支援専門員	1人以上
⑦ 支援相談員	1人以上
⑧ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	3人以上
⑨ 管理栄養士	1人以上
⑩ 調理員	5人以上
⑪ 事務員	1人以上
⑫ 運転員	2人以上
⑬ 清掃洗濯員	3人以上

#### (4) 入所定員等

- ・定員 80名 (うち認知症専門棟20名)
- ・療養室 二人室 17室 個室 44室 特別室 2室

#### (5) 通所定員 60名

## 2 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、お客様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

名称：医療法人恒仁会 石塚地方病院  
住所：茨城県東茨城郡城里町石塚1337番地

- ・協力医療機関

名称：済生会常陸大宮済生会病院  
住所：茨城県常陸大宮市田子内町3033-3

- ・協力医療機関

名称：医療法人社団 青燈会 小豆畠病院  
住所：茨城県那珂市菅谷605

- ・協力歯科医療機関

名称：ジュン歯科医院  
住所：茨城県東茨城郡城里町石塚2100-9

## 3 施設利用に当たっての留意事項

① 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設はお客様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

② 設備・備品の利用は、職員の指示のもとに行い、お客様が故意に破損又は滅失した場合は弁償していただきます。

③ 所持品・備品等の持ち込みは、管理者の許可を得るものとします。

④ 禁止行為

- ・職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ・職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ・職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求的な嫌がらせ行為）
- ・飲酒・喫煙は、禁止します。
- ・火気の取扱いは、火災予防のため禁止します。
- ・宗教活動は、禁止します。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。

## 4 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等が合った場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ速やかに連絡いたします。

連絡先等については、緊急時等連絡先にご記入ください。

※事故発生時の対応

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な措置を講じます。
  - 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
  - 3 前2項のほか、事業者は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- 5 非常災害対策
- |          |  |
|----------|--|
| ・ 災害時の対応 | 別途定める「介護老人保健施設カーサ・ビアンしろさと 消防計画」にのつとり、対応します |
| ・ 防災設備   | スプリンクラー、消火器、消火栓、避難階段、火災報知器、誘導灯             |
| ・ 防災訓練   | 年2回  |
| ・ 防火管理者  | 環境総務課主任                                    |
- 6 オンラインツール等を活用した会議の開催
- 利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入所中のカンファレンスをテレビ電話装置等  
(オンラインツール)を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意する。
- 7 まん延防止の為の措置
- 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
  - (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)
- 8 虐待の防止のための措置
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)
- 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- 9 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保
- 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
  - (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
  - (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置
- 10 業務継続計画(BCP)の策定等
- 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。(令和6年4月1日まで経過措置期間とする)
- 11 要望又は苦情等の申出

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

○ 相談、要望、苦情等の窓口

施設入所に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

<サービス相談窓口>

- (1) 担当者： 副施設長 支援相談員 介護支援専門員  
電話番号： 029-240-9595 (受付時間 月～土 9:30～17:30)

(2) その他

上記以外に市町村、茨城県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

- ・ 城里町役場 長寿応援課電話番号： 029-288-3111 (代表)
- ・ 茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話番号： 029-301-1565